

発委第 1 号

病院経営健全化調査特別委員会設置に関する決議

上記決議を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 4 月 13 日

提 出 者

八雲町議会運営委員会委員長 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 大久保 建 一 様

病院経営健全化調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり病院経営健全化調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 病院経営健全化調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び八雲町議会委員会条例第4条
- 3 目 的 「八雲総合病院」と「熊石国保病院」の二つの町立病院において、必要な医療を安定的かつ継続的に提供している現状にあるが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化、コロナ禍に伴う医療需要や社会の変化などもあり医療収益が減少し、経営状況が悪化している両病院については、令和8年度、令和以降最大の赤字見通しであることが報告された。
また、令和9年度末には、内部留保資金の残高が枯渇することが見込まれ、町として早急に集中的な改革を進める方針が示されたところである。
町議会としても、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、八雲総合病院のダウンサイジングなども含め、規模や機能、診療科、運営体制等、今後の病院事業の方向性と地域医療や経営のあり方などについての調査を進めながら、効果的な提言を行い、当町における公立病院の経営改善の推進や経営強化の取り組みを図ることを目的とする。
なお、目的達成に当たっては、聖域を設けることなく取り組むこととする。
- 4 期 間 調査が終了するまでとする。
- 5 委員の定数 13名

令和8年4月13日